

## 会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成25年(2013年) 11月 29日(金) 9時 30分～ 11時 30分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局	総務部人材育成センター人事課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、大久保孝、 久山信子、東野明弘、清水聖子、亀井良明 (計8名)	
	事務局	総務部長 菊池秀彦、総務部人材育成センター長 岩元義継、 総務部人材育成センター人事課長 三田村敏雄  市議会事務局長 伊藤孝彦、 市議会事務局次長兼総務課長 尾林桂子  財務部理事兼財政室長 直川俊彦	
	その他	総務部人材育成センター人事課 大澤亮太、倉田仁一、大本奈々	
議題	市長・副市長の退職手当額について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 審議等の概要（主な発言要旨）

### 1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、淺利市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

本日は、委員の皆さまには大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

特別職の報酬等の額につきましては、平成 23 年度に、本審議会から平均 6.7%引き下げる答申をいただき、関係条例を改正いたしまして、昨年 4 月から施行したところでございます。本市では平成 9 年以来、15 年ぶりの報酬改定となったものでございます。

なお、本市の財政状況等に鑑み、これまで実施しておりました私と副市長等の給料月額を自主減額する特例措置を継続しており、国との関係もございまして、本年 10 月からは 10%を減額しているところでございます。

また、特別職の退職手当につきましては、当審議会の所掌事務には含まれておりませんので、これまで答申をいただいたことはございませんが、平成 24 年度に本市が中核市へ移行したことなどを踏まえ、今般改めて、ご意見を賜りたいと考えております。

なお、本年度は、「特別職の報酬」「議会の政務活動費」については、私から本審議会への諮問はございませんので、事務局から他市の状況や本市の財政状況などについて、ご説明させていただくこととしております。

本日は、委員の皆さま方から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

### 2.（案件）市長・副市長の退職手当の額について

資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、事務局から特別職の退職手当の性格や計算方法、本市の支給額、他市の状況などについて説明を行った。

#### ●「豊中市特別報酬等審議会関係資料」に基づく説明

##### ○退職手当の性格

「勤続報償説」、「賃金後払説」、「生活保障説」の大きく 3 つの考え方があるが、特別職の退職手当は、賃金の後払いや生活保障的な要素は弱く、在任中の功績に対する報償的な要素が強いものと考えられている。

##### ○市長の退職手当の変遷

過去には、一般職の職員と同じ退職手当条例に規定していたが、平成 11 年に「市長等の退職手当に関する条例」を制定し、特別職の職責と責任の度合いや府内の他市状況を勘案しながら決定しており、当審議会の審議は経ていない。

##### ○特別職の退職手当の支給額

給料月額×在職月数×支給割合で、任期ごとに支給する。

支給割合は、市長は 100 分の 50、副市長は 100 分の 35。平成 24 年 4 月の報酬額改定後の金額は、市長が 2,484 万円、副市長が 1,503 万 6 千円。

##### ○他市の支給割合について

大阪府内の政令市と町村を除いた全市の市長と副市長の退職手当額は 6 番目、本市を含めた人口 30 万以上の 5 市の中では 4 番目になっている。

また、近畿圏内人口 35 万人以上の中核市の市長・副市長の退職手当額については、本市は 8 市中 7 番目。

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：支給割合 100 分の 50 の根拠は？また、一般職はどのように支給額を決めているのか。

事務局：特別職としての職責と責任の度合いや他市の状況から支給割合を決定している。また、一般職は勤続年数に応じて支給額が決まる。

委員：自主減額後の数値を退職手当に反映している市はあるのか？

事務局：反映している市もあるが本市は反映していない。

会長：前回、本来額の支給制限を行ったが、平成 25 年 10 月からまた自主減額をしいているのはなぜか。

事務局：平成 24 年 4 月 1 日付で報酬額を平均 6.7%引き下げた。しかし、本市の財政状況等に鑑みると、課長級以上の管理職については引き続き 3%の減額を実施しないと厳しい状況だった上、東日本大震災の問題で、国から減額の要請を受け、平成 25 年 10 月からは管理職 5%、課長補佐級以下の職員は 3%、特別職は 10%減額した。

委員：自主減額は、政治的・パフォーマンス的な要素が感じられる。財政的な問題であれば仕方がないのかもしれないが、仕事に対する評価として、給料をきちっと受け取るべき。また、自主減額をするのであれば、退職手当にも減額分を反映させるべきである。

委員：副市長の任期は？

事務局：市長と同じで 4 年。市長当選後に選任される。現副市長は、1 人が平成 26 年 7 月、もう 1 人が同年 10 月で任期満了となる。

委員：市長等の退職手当に関する条例はどういう規定になっているのか。

事務局：条例は市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の退職手当に関する事項を定めており、市長等が退職した場合に、その者に支給することとなる。また、支給額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれの割合を乗じて得た額である。

委員：支給金額が退職時の給料ということについて、条例上の解釈に余地はないのか。

事務局：規定上は解釈の余地はないが、平成 24 年に本市が中核市へ移行したことも踏まえて、改めて客観的に市長・副市長の適正な退職手当についてのご意見をいただきたい。

会長：条例の改正を求めるような意見をしても良いのか。あるいは、条例の範囲内で自主増額、自主減額の意見を出すことを求めているのか。

事務局：そういったことも含めたご意見をお願いしたい。また、自主減額部分についてはこの報酬審議会の議論を経たものではなく、あくまでも市長の政治判断だが、退職手当に反映させるべきかなどについても予断なくご意見を求めたい。

委員：支給割合を 100 分の 58 としている市や、100 分の 20 としている市もあるが。

事務局：各市の条例で支給割合を決めていて、市長が退職手当を半額にするとして当選した場合は、条例を改正する。また、附則で当分の間としているところもある。

会長：国家公務員の退職手当はどうなっているのか。

事務局：この数年下がっており、本市の退職手当も、段階的に下げている状況。

会長：支給割合の率を決めるのが審議会の権限なのか疑問である。また、「勤続報償説」の要素が強

いとすると、市長の功績判断をどのようにきめるのかも難しい問題である。

事務局：一般職の職員は市長が責任を持って評価していくが、市長の評価となると、結局、選挙で市民の判断を仰ぐしかないと考える。それをシステム化した評価、点数化となると、数値化するのも大変困難である。

会 長：豊中市では、市長は自主減額前で約 2,500 万円の退職金。常識の範囲内と考える。

会 長：中核市に移行して市長の職責・職務は変わったのか。

事務局：保健所をはじめ、消防や都市計画の分野など業務量が膨大に増え、市長の職責も増している。

(審議会終了)

## 会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成25年(2013年) 12月 25日(水) 10時 00分～ 12時 00分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局	総務部人材育成センター人事課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、大久保孝、久山信子 吉田拓真、相原洋、清水聖子、亀井良明 (計9名)	
	事務局	総務部長 菊池秀彦、総務部人材育成センター長 岩元義継、 総務部人材育成センター人事課長 三田村敏雄  市議会事務局長 伊藤孝彦、 市議会事務局次長兼総務課長 尾林桂子  財務部理事兼財政室長 直川俊彦	
	その他	総務部人材育成センター人事課 大澤亮太、倉田仁一、大本奈々	
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長・副市長の退職手当額について</li> <li>2. 特別職の報酬について</li> <li>3. 政務活動費について</li> <li>4. その他</li> </ol>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 審議等の概要（主な発言要旨）

### 1.（案件1）市長・副市長の退職手当額について（前回からの継続案件）

前回会議で議論された論点について、資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、事務局から説明を行った。

#### ●「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づく説明

##### ○議論のアプローチについて

現行の退職手当について、本審議会で条例を改正する意見を提出することも可能である。

##### ○市長の退職金支給割合 100 分の 50 について

平成 11 年に現行の条例を制定した際、「特別職の職責と責任の度合い」「他市の状況」などを勘案しながら決定した。

##### ○国や民間企業との比較について

他市だけではなく、国や民間企業と比較するべきとの意見があった。

##### ○市の財政状況について

阪神淡路大震災によって、財政状況が悪化し、平成 11 年に財政非常事態を宣言したが、行財政改革に努め、健全化目標としていた経常収支比率 95%以下を達成。平成 25 年 3 月に非常事態宣言を脱した。

##### ○市長の業績の評価について

市長の業績を評価し、給料・手当に反映すべきとの意見があったが、評価の仕組みが

な

いため難しい。議会は市長に対して不信任の決議をすることができ、また、市民は選挙で一定評価することができるのではとの意見もあった。一方で、市長の業績評価は、本審議会で行うものではないとの意見もあった。

##### ○その他の意見

市長の退職手当について、市民感覚からすると、少し高い感じがするが、人材確保の観点からある程度の額は必要。給料の自主減額は行うべきではないという一方で、評価すべきとの意見もあった。

#### ●「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、国家公務員の退職手当について、ま

た、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明

##### ○国家公務員の退職手当について

平成 16 年、18 年、25 年に支給率が引き下げられている。また、内閣総理大臣の年収は歳費と給料を合わせた俸給が 2,460 万円、地域手当が 442 万 8 千円、期末手当が 1007

万 5135 円の合計 3910 万 3135 円で、在任期間 4 年の退職手当額 521 万 5200 円を加えると、4 年間の在任期間の総支給額は 1 億 6162 万 7740 円となる。

○市の財政状況について

平成 24 年度の決算状況は、一般会計では 19 億 3177 万 3156 円の黒字で、特別会計も全て黒字となっている。病院事業会計では 196 億 3616 万 3635 円の赤字。水道事業会計は当年度未処分利益剰余金 20 億円以上の黒字。公共下水道事業会計についても当年度未処分利益剰余金 11 億 9000 万円の黒字。

特徴としては、中核市に移ったことをはじめ、土地開発公社の解散に伴って 45 億円の第三セクター等改革推進債を発行したことや扶助費が伸びていることなどが挙げられる。また、経常収支比率は 94.0%で、決算上も 95.0%以下。負債は、平成 14 年度当時のピーク時より 600 億円程度削減できた。

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：基金からの繰入れが多いように思うが、それで果たして健全と言えるのか。

事務局：基金繰入運用金は認められている手法だが、確かにイレギュラーなやり方。基金

繰入運用残高は 21 億円の残高があるが、平成 27 年度に（仮称）文化芸術センターを竣工予定で、27 年度には必ず繰入運用を解消するように財政運営を図っていきたい。

会長：繰入運用については、現在は新規の繰入れはなく、過去に繰入れたものを、今返しているという状況と理解していいのか。

事務局：平成 11 年度から繰入があり、途中、増減などがあつたが、今は繰入れを行っておらず、返済を行っている。ただ、返済しきっていないという状況がある。

委員：中核市への移行に費用はかかるのか。

事務局：事務費がかかるが、交付税で一定の収入があり、プラス、マイナスで言えばプラスとなる。

委員：国の予算は税収が随分と増えたとの報道があつたが、豊中市の来年度の予算は？

事務局：税収が増えるとその分、交付税が減らされることもあるので、ただ単純に楽になるといった見通しにあるとは言えない。

会長：中核市になって、歳出は何が増えたのか。

事務局：さまざまところで増えているが、例えば人件費については、保健所と保健センターの業務を共同で行うなど、削減に努めている。

委員：補助費等も増とあるが、中核市と関係あるのか。

事務局：関係はあるが、土地開発公社の解散に伴うもの大きい。これは今年限りのもの。

委員：内閣総理大臣の退職手当の支給計算式は？

事務局：俸給月額 205 万円に支給率をかける。任期を 4 年とした場合は支給率が 0.6 なので、205 万円に 0.6 をかけて、 $205 \text{ 万円} \times 0.6 \times 4$  年で基本額が出る。この基本額に 1.06 の調整額をかけた額が手当額になる。

会長：特別職の退職手当にかかる審議は、本来は本審議会での担当事務ではないが、客観的第三者的立場から、特別職の報酬を審議する委員会の位置づけを踏まえて、意見を求められていると思うので、答申書をまとめるのではなく、意見を書くということにする。

●「市長・副市長の退職手当額にかかる意見書（私案）」に基づく説明

○退職手当の算定方法について

特別職の退職手当は、在任中の功績に対する報償的な要素が強いことをふまえると、その職責に応じて設定される「給料月額」と「在職月数」により計算することは妥当である。また、「支給割合」については、議決を経た条例において設定している。今後は、割合を定率とせず、功績的要素によって変動させてはどうかとの意見もあったが、評価をどのような指標で行うかが研究課題となる。

○市長・副市長の職責について

平成 24 年度に中核市に移行し、大阪府から権限が移譲され、市の権限と責任も大きくなった。市長・副市長の職務範囲と職責も大きくなっていることに鑑みると、現在の退職手当はしかるべき水準に定められていると考えられる。

○他団体との比較について

本市と同規模の他自治体と比較しても、市長・副市長の退職手当は平均的な水準。

○財政状況

現在の本市の財政状況から考えても、退職手当を増額・減額させる要素は見当たらない。

○給料月額の自主減額と退職手当の関係について

自主減額後の給料月額を基礎として退職手当の支給額を決定すべきとの意見もあったが、自主減額は市長が自主的に判断したものであり、当審議会が答申した給料月額は、あくまでも自主減額前のものである。したがって、退職手当は自主減額前の給料月額を基礎として計算されるのが適切である。

○その他

特別職の退職手当にかかる調査・審議は本審議会の担当事務ではないため、今後客観的な審議を求めるのであれば、「執行機関の附属機関に関する条例」において、担当事務と位置付けるのが望ましい。

2.（案件 2）特別職の報酬等について



資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、事務局から説明を行った。

○審議会について

本審議会は市長の附属機関に位置付けており、担当事務は議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務調査費の額の決定についての調査審議に関する事務。当審議会の組織及び運営などの規則では、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を具申するとあり、審議会の委員構成を規定している。

○報酬について

市長の報酬月額が 103 万 5000 円。現在は特例措置として、自主減額を行っている。減額率は 10% で、実際の支給月額は 93 万 1500 円。なお、地域手当については、減額後の額をベースに支給をしている。副市長も同様に 10% の減額措置を講じている。議長の報酬額は、73 万円、副議長が 69 万円、議員が 63 万 5 千円。議員に地域手当の支給はなく、現在は自主減額も行っていない。

期末手当は、市長、副市長、議会の議員いずれも年間の支給率が 3.9 月分。

○他市の状況

豊中市長の給料月額は、府内 31 市では、上から 6 番目、近畿圏内の中核市 8 市の中では上から 7 番目。市議会議員については、報酬の自主減額を行っている市が 31 市中 14 市で、報酬額は府内 31 市中、上から 9 番目。

○市議会の活動状況

ここ 5 年間の会議日数は、本会議、委員会を含めると年間で平均 65 日。議決権数は平均 161 件。

3. (案件 3) 政務活動費について

資料「政務活動費に関する資料」に基づき、事務局から説明を行った。

○条例の改正について

平成 24 年 8 月に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、本市でも平成 25 年 3 月に豊中市議会政務活動費の交付に関する条例を改正。交付目的を「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」とし、経費の範囲を「調査研究費」「研修費」「広報・広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成・購入費」「人件費」「事務費」と定めた。

○交付額について

平成 24 年度の交付額は 2940 万円。支出の決算額は 2710 万 4932 円。執行率は 92.19%。残金は全て市に返還している。執行率の高い項目は、広報通信費で 36.1%、次に事務費が 25.8%、続いて人件費が 19.0%、調査旅費が 10.4%となっている。

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

会 長：政務活動費の審査は、議会事務局の職員が行うのか。今までに何か問題はなかったのか。

事務局：審査は概ね議会事務局で行っている。原則、全てにおいて領収書等を添付するよ

うになっており、領収書が添付できない場合は、各会派の会計責任者が署名するようになっているので、問題は起こっていない。

委 員：政務調査費の執行率が90%台ということは、毎年、返還してもらっているのか。

事務局：残った分は全額を市に返還している。

#### 4. (案件4) その他

特になし

(審議会終了)